

相続人さまの中で以下のいずれかに該当する方がいらっしゃる場合、通常必要書類と併せて以下の書類をご提出ください。（ご提出のタイミング：1回目のご郵送時）

相続人	ご用意いただくもの		補足説明	入手先
未成年者	親と子が共同相続人でない場合	親（親権者）の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内）	親（親権者）を法定代理人としてお手続きしていただきます。	市区町村役場
	親と子が共同相続人の場合	特別代理人選任審判書謄本（原本）	特別代理人の選任が必要です（お互いの利益が相反するため、家庭裁判所に請求して選任してもらう必要があります）。共同相続人が親と未成年の子のみであり、特別代理人の選任が難しい場合、個別にご相談ください。	家庭裁判所
		特別代理人の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内）		
成年被後見人	成年後見登記の登記事項証明書（原本）		登記事項証明書に代えて審判書の銀行届出用抄本（理由部分のみを省略したもの）及び確定証明書でもお手続きが可能です。	市区町村役場
	成年後見人の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内）			市区町村役場
海外居住者	サイン証明書（原本）		サイン証明書とは、本人の署名および拇印であること証明するものであり、印鑑証明書に代わるものとして必要です。	日本国籍の方は居住地の大使館・領事館、外国籍を取得した方は居住地の公証人役場
行方不明者	不在者財産管理人選任審判書謄本（原本）		家庭裁判所に「不在者財産管理人の選任申立」を行い不在者財産管理人を選任してもらった上で、その方を代理としてお手続きしていただきます。	家庭裁判所
	不在者財産管理人の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内）			市区町村役場
相続放棄者	相続放棄申述受理証明書（原本）			家庭裁判所
相続手続き委任者	委任状（原本）		委任状より委任を受ける方を代理人としてお手続きしていただきます。	お客さま
	委任をする相続人の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内）		遺言執行者の指定がある場合	市区町村役場
	委任を受けた方の印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内）		受遺者全員のもの	市区町村役場